

2025

11

健康保険 きょうと

定期健診(事業者健診)の結果を 協会けんぽにご提供ください!

協会けんぽ京都支部では、加入者の皆様の健康増進を目的として、
京都労働局および京都府とともに、定期健診結果データの取得を推進しています。



協会けんぽへの定期健診結果データの提供は**法令で義務付けられています**

定期健診結果データの提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」および「健康保険法」により義務付けられています。
ご提供にあたり、事業者が個人情報保護に関する責任を問われることはありません。

提供の対象となる方

協会けんぽのご加入者

※ただし、今年度の生活習慣病予防健診等、協会けんぽの補助を利用した健診を受診される(された)方を除きます。

主な提供方法

方法1 健診機関を通じて健診結果を提出



事業所様から「**提供依頼書**」を京都支部へ提出して
いただき、健診機関から結果データを受領します。

おすすめ!



データ提供が可能な
健診機関一覧はこちら



提供依頼書は京都支部
までお送りください

方法1で健診機関がデータ提供できない場合

方法2 事業所様から健診結果票の写し(紙)等を提出

従業員様の健診結果をコピーし、京都支部までお送りください。

詳しい提出手順等は
こちら▶



定期健診結果データの提供のメリット

従業員様の健康管理に 役立ちます

健診結果により生活習慣病発症のリスクが高いと判断された方は、**特定保健指導(専門家による健康サポート)**が無料で受けられます。

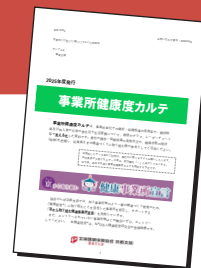
従業員様の利便性が 向上します

マイナポータル上で従業員様(ご本人)が**健診結果を閲覧**できます。また、ご本人同意のもと、診療や薬局での処方に活用できます。

自社の健康づくりに 活用できます

従業員の健診結果や生活習慣について数値やグラフ等で事業所内の**健康度**を**見える化した「事業所健康度カルテ」**に、健診結果を反映できるようになります。

※健診受診者が10人以上の事業所様が対象



「**協会けんぽ京都支部**」または協会けんぽ京都支部が委託している

「**東京ソフトビジネス株式会社**」から定期健診結果データの提供をご依頼する場合があります。

『要精密検査』『要治療』の 健診結果を**放置**していませんか？

健診は受診するだけでなく、受診後の行動が最重要です！

放置していると深刻な病気につながる恐れがあります。



「日常生活へ支障をきたす」
「高額な医療費がかかる」
といった可能性も…

事業所様へご協力をお願い

健診後の健康管理は、仕事を順調に進めるうえで非常に重要です。

健診結果で「**要精密検査**」「**要治療**」と判定された従業員様に受診を勧めていただき、受診したかどうかのご確認をお願いします。

生活習慣病に関する健診項目

医療機関をただちに受診

収縮期血圧	160mmHg 以上
拡張期血圧	100mmHg 以上
空腹時血糖	126mg/dL 以上
HbA1c	6.5%以上
LDLコレステロール	180mg/dL 以上

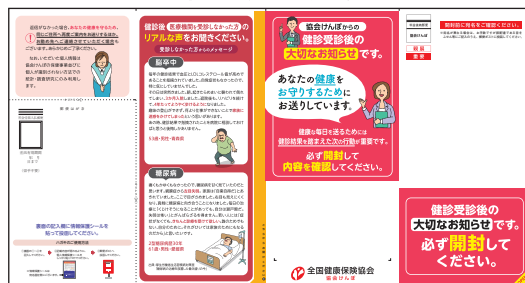
協会けんぽより受診勧奨を行っております

- 健診機関や、協会けんぽの保健師から、電話や文書で受診の必要性をお伝えしています。
(勤務先へお電話することがございますのでご了承ください)
- 対象者のご自宅へ複数回ご案内を送付しております。
ご案内が届いた方は、必ず医療機関のご受診を！

詳しくは二次元コードからご覧ください



<健診受診6か月後>



※案内のイメージです。変更となる場合がございます。

令和7年10月より

胸部X線検査の結果で「**要治療・要精密検査**」と判定された方にも受診勧奨を行います

令和8年1月より**電子申請**がスタートします！

令和8年1月よりオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は**郵送に係る手間が必要ない**ことや、**申請後の処理状況がオンラインで確認できる**こと等、メリットがたくさん！
ぜひご活用ください。

詳しくはこちら

